

東オホーツク定住自立圏共生ビジョン新旧対照表

第1章関係（1ページ）

改 正 後	現 行
2. 定住自立圏共生ビジョンの目的 本共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第6の規定により、定住自立圏形成協定に基づき、本圏域が目指す将来像やその実現のために必要な具体的取組の内容を明らかにするものです。 【主な経過】 ○平成22年 9月 2日 網走市が中心市宣言 ○平成23年 3月23日 網走市と大空町が1対1で協定を締結 ○平成23年 9月21日 網走市大空町定住自立圏共生ビジョン策定 ○平成24年 3月16日 協定変更（交流人口について追加） ○平成25年 1月21日 共生ビジョンの一部変更（事業費の修正のみ） ○平成26年 2月28日 共生ビジョンの一部変更（事業費の修正のみ） ○平成26年12月29日 共生ビジョンの一部変更（事業費の修正のみ） ○平成28年 4月 1日 第2次網走市大空町定住自立圏共生ビジョン策定 ○平成29年 3月 1日 共生ビジョンの一部変更（成果指標等追加） ○平成31年 2月19日 共生ビジョンの一部変更（統計数値の更新） ○令和元年10月23日 共生ビジョンの一部変更（文言の追加及び事業費の修正） ○令和 2年 3月25日 共生ビジョンの一部変更（統計数値の更新及び文言の修正） ○令和 3年 3月31日 第3次網走市大空町定住自立圏共生ビジョン策定 ○令和 4年 3月29日 網走市と斜里町、清里町、小清水町、大空町が1対1で協定を締結 ○令和 4年12月 5日 東オホーツク定住自立圏共生ビジョン策定 ○令和 6年 3月29日 共生ビジョンの一部変更（具体的取組の追加、 成果指標等修正）	2. 定住自立圏共生ビジョンの目的 本共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第6の規定により、定住自立圏形成協定に基づき、本圏域が目指す将来像やその実現のために必要な具体的取組の内容を明らかにするものです。 【主な経過】 ○平成22年 9月 2日 網走市が中心市宣言 ○平成23年 3月23日 網走市と大空町が1対1で協定を締結 ○平成23年 9月21日 網走市大空町定住自立圏共生ビジョン策定 ○平成24年 3月16日 協定変更（交流人口について追加） ○平成25年 1月21日 共生ビジョンの一部変更（事業費の修正のみ） ○平成26年 2月28日 共生ビジョンの一部変更（事業費の修正のみ） ○平成26年12月29日 共生ビジョンの一部変更（事業費の修正のみ） ○平成28年 4月 1日 第2次網走市大空町定住自立圏共生ビジョン策定 ○平成29年 3月 1日 共生ビジョンの一部変更（成果指標等追加） ○平成31年 2月19日 共生ビジョンの一部変更（統計数値の更新） ○令和元年10月23日 共生ビジョンの一部変更（文言の追加及び事業費の修正） ○令和 2年 3月25日 共生ビジョンの一部変更（統計数値の更新及び文言の修正） ○令和 3年 3月31日 第3次網走市大空町定住自立圏共生ビジョン策定 ○令和 4年 3月29日 網走市と斜里町、清里町、小清水町、大空町が1対1で協定を締結

第4章関係（15ページ）

改 正 後					現 行				
1. 取組の体系					1. 取組の体系				
政策分野	協定分野	協定事項	具体的取組	成果指標	政策分野	協定分野	協定事項	具体的取組	成果指標
生活機能の強化	医療	救急医療体制の確保	1. 地域センター病院・地域基幹病院等支援事業	救急医療体制の対応日数 365日/年 → 365日/年	生活機能の強化	医療	救急医療体制の確保	1. 地域センター病院・地域基幹病院等支援事業	救急医療体制の対応日数 365日/年 → 365日/年
			2. 広域救急医療体制の維持・確保対策事業	休日救急体制の対応日数 72日/年 → 72日/年				2. 広域救急医療体制の維持・確保対策事業	休日救急体制の対応日数 72日/年 → 72日/年
			3. 通院に係る交通手段確保対策事業					3. 通院に係る交通手段確保対策事業	
			4. 医療関係者等による連携体制の構築事業					4. 医療関係者等による連携体制の構築事業	
		小児科及び産科医療体制の確保	5. 小児科・産科医療体制の維持・確保対策事業	産科医療機関数 3施設 → 3施設 小児科医療機関数 6施設 → 6施設			小児科及び産科医療体制の確保	5. 小児科・産科医療体制の維持・確保対策事業	産科医療機関数 3施設 → 3施設 小児科医療機関数 6施設 → 6施設
	広域観光	観光振興の推進	6. 国内・外国人観光客誘致事業	女満別空港利用者数 48.8万人/年 → 100万人/年		広域観光	観光振興の推進	6. 国内・外国人観光客誘致事業	女満別空港利用者数 48.8万人/年 → 100万人/年
	教育	生涯学習の充実	7. 社会教育施設相互利用事業	ICTを活用した広域講座開催数 3回/年 → 8回/年		教育	生涯学習の充実	7. 社会教育施設相互利用事業	ICTを活用した広域講座開催数 3回/年 → 8回/年
			8. イベント開催情報等情報共有事業					8. イベント開催情報等情報共有事業	
	環境	地域ぐるみによる環境関連活動の推進	9. 地域美化活動支援事業	自治体・自治会主催の地域美化活動の実施回数 346回/年 → 371回/年		環境	地域ぐるみによる環境関連活動の推進	9. 地域美化活動支援事業	自治体・自治会主催の地域美化活動の実施回数 346回/年 → 371回/年
			10. 河川環境保全対策事業					10. 河川環境保全対策事業	
		生活環境・衛生環境の向上	11. 廃棄物処理施設の広域化検討事業 12. 下水道終末処理施設・し尿処理施設運営事業 13. 火葬場相互利用事業	汚水・汚泥処理施設を維持 10施設 → 10施設			生活環境・衛生環境の向上	11. 廃棄物処理施設の広域化検討事業 12. 下水道終末処理施設・し尿処理施設運営事業 13. 火葬場相互利用事業	汚水・汚泥処理施設を維持 8施設 → 8施設
	防災	防災対策活動の推進	14. 消防組合運営事業 15. 災害時相互応援体制整備事業	1市4町連携体制確立のための意見交換及び合同研修の実施 0回 → 1回/年		防災	防災対策活動の推進	14. 消防組合運営事業 15. 災害時相互応援体制整備事業	1市4町連携体制確立のための意見交換及び合同研修の実施 0回 → 1回/年
	福祉	福祉サービスの向上	16. 子育て支援広域化事業	中心市における子育て支援センター設置数 7館 → 35館		福祉	福祉サービスの向上	16. 子育て支援広域化事業	中心市における子育て支援センター設置数 7館 → 35館
			17. 障がい者支援広域化事業	基幹相談支援センター新規利用人数 65人 → 90人				17. 障がい者支援広域化事業	基幹相談支援センター新規利用人数 65人 → 90人
			18. 高齢者支援広域化事業	認知症サポーター養成人数 8,053人 → 9,348人				18. 高齢者支援広域化事業	認知症サポーター養成人数 8,053人 → 9,348人
産業振興	地域経済の活性化と雇用の創出	新製品の開発・支援、販路拡大促進事業	19. 新製品の開発・支援、販路拡大促進事業	産品数 17件 → 72件	産業振興	地域経済の活性化と雇用の創出	新製品の開発・支援、販路拡大促進事業	19. 新製品の開発・支援、販路拡大促進事業	産品数 17件 → 72件
			20. 水産資源の有効利用調査事業	シジミ漁獲量 534t → 650t サケ漁獲量 10,266t → 13,900t				20. 水産資源の有効利用調査事業	シジミ漁獲量 534t → 650t サケ漁獲量 10,266t → 13,900t
		農林業振興の推進	21. 農業担い手育成事業、新規農業参入者確保事業 22. 有害鳥獣による被害防止対策事業 23. 重要病害虫の緊急防除対策事業 24. 農業用水の安定確保事業	新規農業参入者数(5ヶ年累積) 35人 → 41人 農林業の鳥獣被害の減少 鳥獣被害防止計画による 5ヶ年間の被害防止計画による 330ha → 0ha 農業用水の安定確保(確保かんがい確保の維持) 20,229ha → 20,229ha				21. 農業担い手育成事業、新規農業参入者確保事業 22. 有害鳥獣による被害防止対策事業 23. 重要病害虫の緊急防除対策事業 24. 農業用水の安定確保事業	新規農業参入者数(5ヶ年累積) 35人 → 41人 農林業の鳥獣被害の減少 鳥獣被害防止計画による 5ヶ年間の被害防止計画による 330ha → 0ha 農業用水の安定確保(確保かんがい確保の維持) 20,229ha → 20,229ha
	結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	25. 地域公共交通等の維持・確保事業	日常生活圏域内における中心市を介して往來可能なエリア数 7 → 7		結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	25. 地域公共交通等の維持・確保事業	日常生活圏域内における中心市を介して往來可能なエリア数 7 → 7
			26. 移住促進体制強化事業	お試し暮らし体験数 13件/年 → 17件/年				26. 移住促進体制強化事業	お試し暮らし体験数 13件/年 → 17件/年
		地域内外の住民との交流・移住促進	27. 文化・スポーツ合宿誘致とイベント開催の情報共有事業	スポーツ合宿参加人数 823人/年 → 1,881人/年			地域内外の住民との交流・移住促進	27. 文化・スポーツ合宿誘致とイベント開催の情報共有事業	スポーツ合宿参加人数 823人/年 → 1,881人/年
	圏域マネジメント能力の強化	人材の育成	28. 人材育成、研究・研修機会創出事業	研修会等参加者数 97人/年 → 110人/年		圏域マネジメント能力の強化	人材の育成	28. 人材育成、研究・研修機会創出事業	研修会等参加者数 97人/年 → 110人/年
			29. 圏域職員研修等事業	合同研修の実施回数 1回/年 → 1回/年				29. 圏域職員研修等事業	合同研修の実施回数 1回/年 → 1回/年
		市町間職員研修交流	30. パートナリシップ宣言制度共同運用事業	パートナリシップ宣言制度に関する市町間職員研修回数 0回/年 → 1回/年			市町間職員研修交流	30. パートナリシップ宣言制度共同運用事業	パートナリシップ宣言制度に関する市町間職員研修回数 0回/年 → 1回/年

第4章関係（26ページ）

改 正 後			現 行		
イ．生活環境・衛生環境の向上			イ．生活環境・衛生環境の向上		
〔形成協定の取組内容〕 圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。			〔形成協定の取組内容〕 圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。		
評価指標 (基準値 R3)	汚水・汚泥処理施設を維持	10 施設→10 施設	評価指標 (基準値 R3)	汚水・汚泥処理施設を維持	8 施設→8 施設

第4章関係（37ページ）

改 正 後			現 行		
ウ．農林業振興の推進			ウ．農林業振興の推進		
〔形成協定の取組内容〕 安定した農業基盤の確立に向け、担い手の育成・確保を図るとともに、有害鳥獣による農林業被害・人的被害を防止するために、駆除・捕獲や調査等に取り組む。			〔形成協定の取組内容〕 安定した農業基盤の確立に向け、担い手の育成・確保を図るとともに、有害鳥獣による農林業被害・人的被害を防止するために、駆除・捕獲や調査等に取り組む。		
評価指標 (基準値 R3)	新規農業参入者数(5ヶ年累積)	5 人 → 13 人	評価指標 (基準値 R3)	新規農業参入者数(5ヶ年累積)	35 人 → 41 人
	農林業の鳥獣被害の減少	鳥獣被害防止計画による		農林業の鳥獣被害の減少	鳥獣被害防止計画による
	Gp 確認ほ場すべての検出限界以下を目指す	330ha → 0ha		Gp 確認ほ場すべての検出限界以下を目指す	330ha → 0ha
	農業用水の安定確保(畑地かんがい面積の維持)	20,229ha → 20,229ha		農業用水の安定確保(畑地かんがい面積の維持)	20,229ha → 20,229ha

第4章関係（46ページ）

改 正 後			現 行		
(2) 圏域内市町の職員等の交流 ア. 市町間職員研修交流 【形成協定の取組内容】 職員の資質及び政策課題への対応力を高めるため、研修会の開催等により職員の能力向上や職員間の交流に取り組む。			(2) 圏域内市町の職員等の交流 ア. 市町間職員研修交流 【形成協定の取組内容】 職員の資質及び政策課題への対応力を高めるため、研修会の開催等により職員の能力向上や職員間の交流に取り組む。		
評価指標 (基準値 R3)	合同研修の実施回数	1 回／年 → 1 回／年	評価指標 (基準値 R3)	合同研修の実施回数	1 回／年 → 1 回／年
評価指標 (基準値 R5)	パートナーシップ宣誓制度に係る担当者 会議開催数	0 回／年 → 1 回／年			

第4章関係（47ページ）

改 正 後		現 行								
<table><tr><td>事業名</td><td>30 パートナーシップ宣誓制度共同運用事業</td></tr><tr><td>事業概要</td><td><u>誰もが性別、性自認、性的指向に関わらず暮らしやすい圏域を実現するため、パートナーシップ宣誓制度の共同運用・情報共有に取り組む。</u></td></tr><tr><td>関係市町</td><td><u>網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町</u></td></tr><tr><td>役割分担</td><td><u>各市町は、パートナーシップ宣誓制度の運用について共同で事務に当たる。</u></td></tr></table>		事業名	30 パートナーシップ宣誓制度共同運用事業	事業概要	<u>誰もが性別、性自認、性的指向に関わらず暮らしやすい圏域を実現するため、パートナーシップ宣誓制度の共同運用・情報共有に取り組む。</u>	関係市町	<u>網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町</u>	役割分担	<u>各市町は、パートナーシップ宣誓制度の運用について共同で事務に当たる。</u>	(新規)
事業名	30 パートナーシップ宣誓制度共同運用事業									
事業概要	<u>誰もが性別、性自認、性的指向に関わらず暮らしやすい圏域を実現するため、パートナーシップ宣誓制度の共同運用・情報共有に取り組む。</u>									
関係市町	<u>網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町</u>									
役割分担	<u>各市町は、パートナーシップ宣誓制度の運用について共同で事務に当たる。</u>									
<u>【事業費の計上はありません】</u>										